



記載してください。

- ・受注者が業務の履行にあたり暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 発注者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより、工程・納入期限等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。

※受注者が上記イ、ウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」第7条の規定に準じ、三重県物件関係落札資格停止等の措置を講じます。